

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年11月20日
発信課	経済総務課
担当者	小川
連絡先	電話 0166-25-7152
	FAX 0166-26-7093
	E-mail keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	12月 1日 ~
発表項目	旭川市テレワーク導入奨励金の 第3次登録募集(最終) の実施及び奨励金活用による市内事業所の テレワーク導入・実施事例公開 のご案内
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<p><趣旨> 新型コロナウイルス感染症の対策として、オフィスワークをテレワークに切り替え、人の密集等のいわゆる「3密」を避けることにより、通勤中の感染拡大や職場における集団感染を防止する効果が見込めます。 このことから、旭川市では、テレワーク関連労務規程等の新たな制定と市内在住の働く方によるテレワークの実施に関する奨励金交付希望者の第3次登録を募集します。(第3次募集が最終となる予定です。)</p> <p>◆奨励金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付対象者 市内の法人、個人事業主 ・ 交付額 一律20万円(上限12社) ・ 対象となるテレワークの形態 在宅勤務に限る。 ・ 詳細 別紙チラシ、旭川市ホームページのとおり。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/562/work201/d070106.html <p><応募方法> (仮)登録のWEBフォームから応募 (旭川市ホームページにURLを掲載) 新型コロナウイルス感染症対策として、人の密集を避けるため、窓口での受付は行わない。</p> <p><応募開始> 令和2年12月1日(火)13時より</p> <p><参考> 令和2年5月18日(月)及び6月15日(月)に二度の募集を行い、これまでに48社に活用いただいております。</p>

	<p>◆事例集の概要</p> <p>現時点で奨励金を活用いただいた48社のうち、30社から事例の提出があったため、内容を取りまとめ、以下のページに公開しております。</p> <p>奨励金の第3次募集に参加いただく際、或いは今後テレワークを導入・実施する際の参考として活用いただければ幸いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例集掲載ページ <p>https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/562/work202/d072059.html</p>
添付資料	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
報道（取材）に当たってのお願い	
備考	

旭川市テレワーク導入奨励金

◆第3次登録募集のご案内◆

最終
3次



◆テレワークとは・・・

TELE（離れた）+WORK（働く）を繋げた造語。
インターネット等を活用し、職場に出勤するのと同様に
在宅、サテライトオフィス等で就業することです。

新型コロナウイルス感染症の対策として、オフィスワークをテレワークに切り替え、人の密集等のいわゆる「3密」を避けることにより、通勤中の感染拡大や職場における集団感染を防止する効果が見込めます。

このことから、旭川市では、テレワーク関連労務規程等の新たな制定と市内在住の働く方によるテレワークの実施に関する奨励金交付希望者の第3次登録を募集します。

応募開始

2020

12 / 1 火 13時

交付対象者

市内の法人、個人事業主

交付額

一律 **20**万円【上限：12社】

※支給回数は、1法人、1個人事業主に付き1回限り

応募方法

(仮)登録のWEBフォームから応募
(旭川市ホームページにURLを掲載)

※新型コロナウイルス感染症対策として、人の密集を避けるため、窓口での受付は行いません。

対象となるテレワークの形態

在宅勤務に限る。

登録要件

- ①旭川市内に事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- ②旭川市内に所在する事業所（従業員数が300名以下）において、市内在住の従業員によるテレワーク（在宅勤務）を実施する予定であること。
- ③テレワーク関連労務規程等を新たに制定する予定であること。

詳細は旭川市ホームページに掲載している交付要綱等をご覧ください。

↓旭川市ホームページ

※URL

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/562/work201/d070106.html>

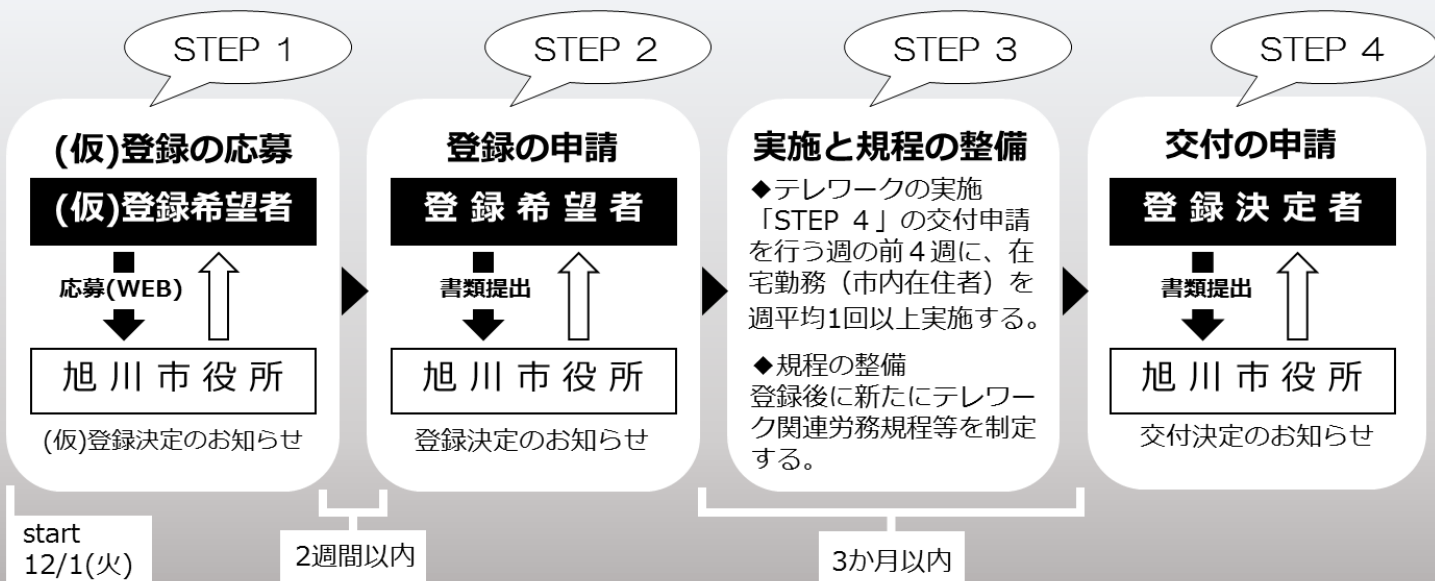


◆問合せ先◆

旭川市 経済部 経済総務課 雇用労政係 (〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階)

TEL:0166-25-7152 / E-mail:keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

旭川市テレワーク導入奨励金 ◆交付決定までの流れ◆



●テレワーク導入奨励金に関する Q&A

Q1 テレワーク導入の方法が分からないが、どうしたらよいか。

A1 テレワーク関連労務規程の作成例やICTツールの一覧表等の参考資料をお渡ししますので、担当までご連絡ください。

Q2 テレワークを既に実施している場合でも本奨励金の登録・交付対象となるか。

A2 登録後に一定回数のテレワーク(在宅勤務)を実施し、テレワーク関連労務規程を制定する場合は、対象となります。

Q3 テレワーク実施のためにWEBカメラ等の備品を既に購入している場合でも本奨励金の登録・交付対象となるのか。

A3 本奨励金は、経費補助ではありませんので、対象となります。

●市内事業所のテレワーク導入事例

令和2年5月及び6月に本奨励金を先行して活用いただいた企業・団体の事例を公開しております。

介護、建設、運送、飲食等の様々な業種で実施されておりますので、これからテレワークを導入・実施される際の参考としてご活用ください。



※URL
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/562/work202/d072059.html>



↓国の支援制度をご活用ください↓

テレワークマネージャー相談事業

ICT面でテレワーク導入に関するアドバイスを実施し、トライアル・正式導入に向けて、企業規模を問わず支援する。(通常は専門家を派遣するが、WEB会議・電話相談となる場合もある。)

- ◆主な要件
 - ・テレワークの導入を検討している団体であること。
- ◆実施期間
令和2年4月1日～令和3年3月31日
- ◆費用
 - ・コンサルティング費用は無料
 - ・通信料は有料
- ◆問合せ先
同事業 事務局 (03-5213-4032)

